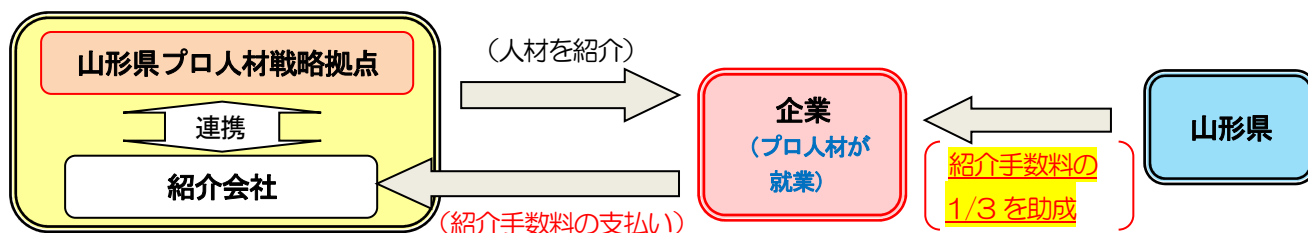


令和7年度(令和8年度への繰越明許費設定分) 山形県プロフェッショナル人材助成事業費補助金の概要 《移住型》

1 イメージ

※プロ人材の県内への移住が要件



2 プロフェッショナル人材とは

- (1) 生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材
- (2) 移住
県外在住者が県内で就業するために県外から移住し1年を経過しない者であること
- (3) 県内で就業
県内の事務所又は事業所において雇用すること
- (4) 仲介
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点とプロフェッショナル人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業への雇用が決定した者

3 補助金の対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月1日までに紹介会社に支払った紹介手数料
(受入企業1社につき、1名限り)

4 補助金額

補助対象経費の3分の1 (消費税等を除く、千円未満切り捨て、上限10万円)

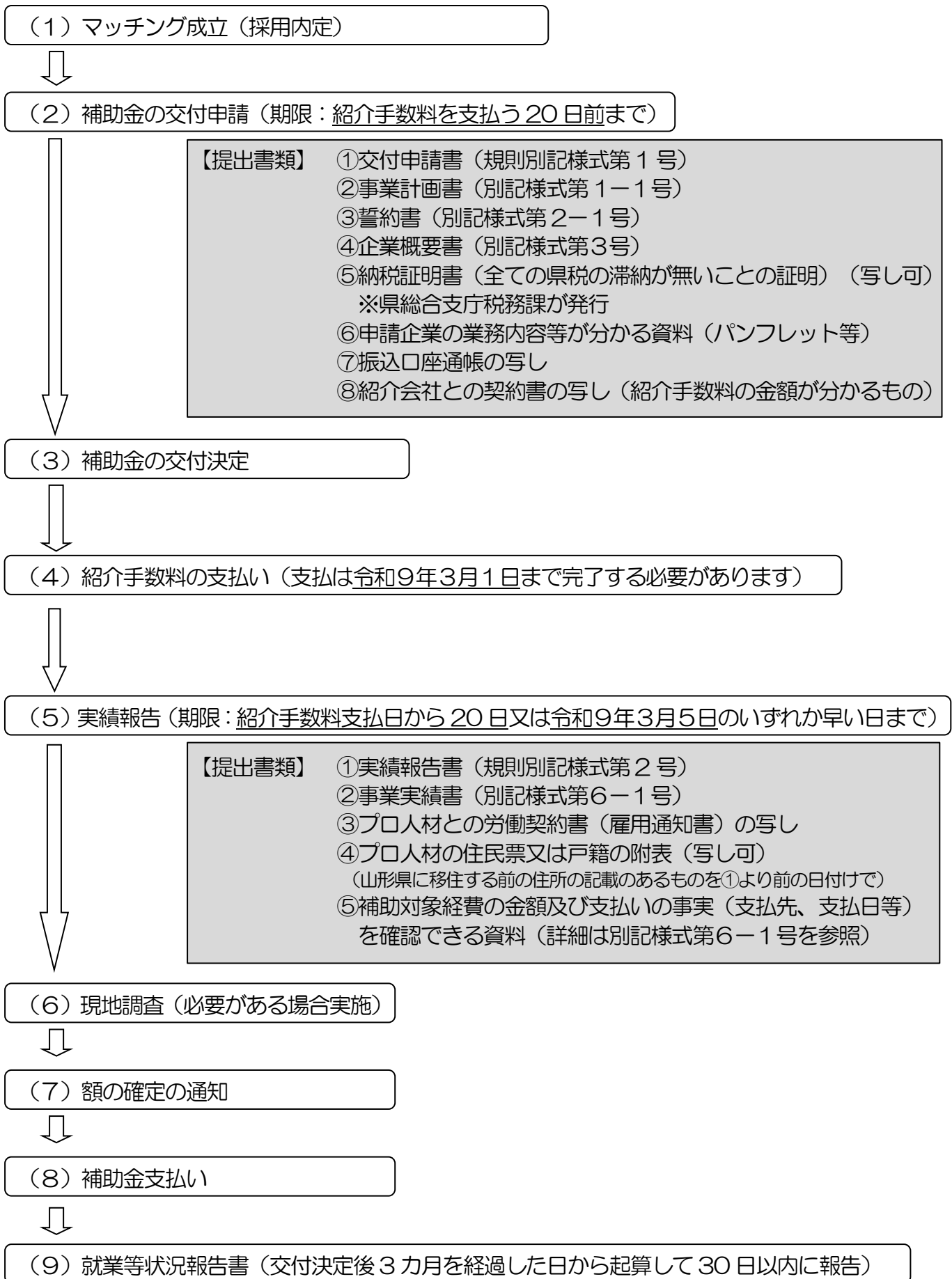
5 補助金の支払い

補助金の額の確定後

6 就業状況等の報告

交付決定から3か月経過した日時点の就業状況を30日以内に報告

7 申請手続き



※プロ人材が雇用後3カ月以内に退職した場合や要件を満たさなくなった場合は補助金を返還いただく場合があります。